

「第2次沼津市空家等対策計画（案）」パブリック・コメントの結果

第2次沼津市空家等対策計画（案）についてパブリック・コメントを実施しましたところ、市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたので、その意見の概要と市の考え方を示いたします。

1. 実施期間 : 令和7年12月22日(月) ~ 令和8年1月21日(水)
2. 閲覧場所 : 市ホームページ、市役所（住宅政策課、生活安心課）、市内各市民窓口事務所、市立図書館
3. 提出者数 : 1名
4. 意見件数 : 2件

No.	意見の概要	市の考え方・対応	修正の有無
1	<p>37ページにある図4-9において、「管理不全空家等」に認定された手順・内容（フローの矢印）が勧告で終わってしまっているが、これで正しいのでしょうか？</p> <p>例えば勧告後に条例第10条による命令に続かないのでしょうか？</p> <p>勧告で終わるのが法律条例的に手続きとしては正しいとしても、所有者が動かなければ現地の状況は全く変わらないので、このケースで勧告に従わない場合の市の次の策も補足で書くべきではないか。</p>	<p>法令上、「管理不全空家等」に対しては、勧告まで行うことはできますが、命令を行うことはできません。</p> <p>なお、所有者が勧告を受けた後も何ら対策を行わず、更に状態が悪化した場合には、「特定空家等」に認定し、手順を進めることとなります。この際は、命令に続いていくこととなります。</p>	無
2	<p>37ページにある図4-9に「税制上の措置（※4）」とあり、次ページに固定資産税が増額される説明があるが、固定資産税を払わなかった場合は、また違ったアプローチで何かしらの対応ができないのでしょうか？もし税未納による対応があるなら、これも補足で書いてほしいと思います。</p>	<p>固定資産税を払わなかった場合の対応は、地方税に関する法令に則って実施され、その内容は空家等に特化したものでないことから、当計画への補足は記載しかねます。</p>	無